

当NPO法人が、当NPO法人の元理事であった大西健嗣氏を平成27年8月26日付にて業務上横領罪にて告訴した件につきましては、残念ながら、平成28年12月19日付で不起訴処分となった旨の通知を受けました。

この処分は、嫌疑なしを理由とするものではなく、嫌疑不十分とされたものでした。つまり、無罪の推定が働く刑事裁判では有罪との判決をいただくに足りるだけの証拠が不足している可能性がある判断されたということであって、大西健嗣氏に嫌疑がないとされたものではございません。当NPO法人としては、十分な証拠を提供していると確信していたところであり、上記の判断は意外であり、承服しかねるところがございます。

当NPO法人としては、大西健嗣氏が行ったような不正が糾されないことは、社会正義に反することであり、皆様の浄財をもって設立されたという当NPO法人の設立趣旨からしても、このまま放置することはできないと考えております。

このため、検察庁の上記処分につき、市民の目からみて再考を求める制度である検察審査会に審査の申し立てを行う予定です。

当NPO法人としては、今後も、この問題を糺すべく、活動を続けて参る所存ですので、市民の皆様からの変わらぬご協力やご支援を願う次第です。